

青山まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青山まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、住民自らの参画により、まちの課題、将来像を議論し、住みよいまちづくりの実現をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、地域まちづくりの課題を設定する。
また、次に掲げる協働活動を行い、地域まちづくり事業の推進を図る。

- (1) 文化・スポーツ・レクリエーション等に関すること。
- (2) 健康・福祉の増進に関すること。
- (3) 子育て・青少年育成・高齢者の生きがいづくりに関すること。
- (4) 安全、安心、美しいまちづくりに関すること。
- (5) 人権擁護に関すること。
- (6) 広報、啓発に関すること。
- (7) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、三木市志染町青山3丁目15-2 三木市青山公民館内に置く。

第2章 構成及び役員

(運営委員の構成)

第5条 運営委員は、次の団体を代表する者及び個人をもって構成する。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| (1) 青山地区自治会連合会（各丁目会長） | (2) 青山地区連合老人会（各クラブ会長） |
| (3) 青山子ども会育成会 | (4) スポーツクラブ21三木青山 |
| (5) 青山地区保健衛生推進協議会 | (6) 青少年補導委員会 |
| (7) 民生委員・児童委員青山協議会 | (8) 青山地区住民協定運営委員会 |
| (9) 緑が丘中学校PTA | (10) 緑が丘東小学校PTA |
| (11) 防犯協会青山支部 | (12) 人権教育指導員 |
| (13) 社会教育推進委員 | (14) 青山各丁目自治会役員女性 |
| (15) 青山まちづくり協議会OB | (16) 青山各丁目自治会会長OB |
| (17) ボランティア団体 | (18) NPO法人 |
| (19) 青山公民館 | (20) その他協議会の目的にあった団体及び個人 |

(役員)

第6条 協議会は、次の役員を置く

会長 1名	副会長 若干名	事務局長 1名	事務局 若干名
部会 若干名	会計 1名	会計監査 2名	

2 会長は、自治会連合会会長もしくは自治会連合会副会長が就く。

3 会計は、自治会連合会会計もしくは役員会で選出した委員が就く。

(役員任期)

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、協議会の事務を行う。

4 事務局は、事務局長を補佐する。

5 部会は、各々の部会の事務を行う。

6 会計は、協議会の会計事務を行う。

7 監査は、協議会の会計を監査する。

第3章 会議

(会議)

第9条 協議会の会議は次の通りとし、会長が招集する。

(1) 運営委員会 年3回 (2) 役員会 随時 (3) 部会設置委員会

(4) 実行委員会

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、次の事項を行う。

(1) 規約の改廃に関すること。

(2) 事業の承認に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告の承認に関すること。

(4) 予算及び決算の承認に関すること。

(5) 役員の承認に関すること。

(6) その他協議会の運営に関する事項。

(運営委員の職務)

第11条 運営委員は青山地区住民及びその所属する団体、機関の意見をまとめ、これを協議会に反映し、また、協議結果については、青山地区住民に理解を求めるよう努める。

(役員会)

第12条 役員会は、第10条第3号、第4号及び第6号の事項につき、緊急を要するときは、専決処分することとし、決定事項は次の運営委員会に報告する。

(議長)

第13条 運営委員会、役員会の議長は会長がこれにあたる。

(議決)

第14条 会議は、過半数の出席をもって成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、代理人を出席させることが出来る。

(部会設置委員会、部会)

第15条 協議会の部会は、協議会の目的を達成するため、必要に応じて部会設置委員会により設置することが出来る。部会は、適切に部会委員を選出する。

(実行委員会)

第16条 協議会は、第3条に掲げる協働活動の一環である、まちづくり行事の実行委員会を開催する。

第4章 会計

(会計)

第17条 協議会の経費は、交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、運営委員会が3月に開催される場合には、会計年度を2月末に終わることが出来る。なお、3月分は次年度会計とする。

(会計監査)

第19条 協議会の会計監査は、年度当初の運営委員会で前年度の報告を行う。

第5章 雑則

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、役員会で協議のうえ、運営委員会において報告し、決定する。

2 行事運営委員は協議会主催の各行事の運営に協力する。

附則 この規約は、平成24年3月31日から施行する。
この規約は、平成26年5月24日から一部改正する。
この規約は、平成27年4月1日から一部改正する。
この規約は、平成28年4月23日から一部改正する。
この規約は、令和3年4月17日から一部改正する。
この規約は、令和5年2月18日から一部改正する。
この規約は、令和6年2月11日から一部改正する。